

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

### （目次） 法学部法律学科

1. 養成する人材や想定される卒業後の進路にあわせて、履修モデル A 及び履修モデル B が示されているが、どのようなことを目指した履修モデルであるかの説明がなく、また、履修モデルの名称からも各モデルの特色や違い等が明確ではない。養成する具体的な人材像に対応した履修モデルであることが学生に対して明確になるよう、履修モデルが目指す目的を明らかにしつつ、名称を適切に改めること。（改善事項） . . . 1

2. 入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（1）「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」の3つの選抜方式が示されており、「一般選抜」は一般入試、大学入学共通テスト利用入試、大学入学共通テスト併用入試により実施することが示されているが、大学入学共通テスト併用入試についての説明が見受けられず、一般選抜の実施方法が判然としない。 . . . 5

（2）一般入試では、志願時に志望動機等の提出を求めることで、専門分野への興味と関心や学習意欲及び基礎学力や適性能力を適切に評価することについて記載されているが、「適性能力」の示すところが判然とせず、また、アドミッション・ポリシーの3点目に示された「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについての説明がなされていない。 . . . 6

（3）総合型選抜についても、書類審査及び面接試験を組み合わせる行うことによって、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を総合的に評価することについて記載されているが、「適性能力」の示すところが判然とせず、また、アドミッション・ポリシーの3点目に示された「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについての説明がなされていない。 . . . 7

（4）指定校推薦入試と公募制推薦入試について、それぞれ具体的な説明がなされておらず、各入試方法の内容や違いが判然としない。また、調査書による書面審査及び筆記試験を課すことにより、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を多面的かつ総合的に評価することについて記載されているが、「適性能力」の示すところが判然とせず、あ

わせて、アドミッション・ポリシーの3点目に示された「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについての説明がなされていない。 . . . 8

(5) アドミッション・ポリシーの1点目で示された「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」ことや3点目「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力を評価するための方法として小論文試験が示されているが、いずれの選抜方法や入試内容にも、小論文試験を課す旨の記載がなく、小論文試験の活用方法が不明確である。 . . . 9

(6) (1)～(5)についてそれぞれ明確に説明し、必要に応じて適切に改めた上で、本学部の掲げる入学者受入れの方針と各選抜方法や入試方法の関係性及び整合性について、改めて明確に説明すること。 . . . 10

以上

## 【教育課程】

(改善事項) 法学部 法律学科

1. 養成する人材や想定される卒業後の進路にあわせて、履修モデル A 及び履修モデル B が示されているが、どのようなことを目指した履修モデルであるかの説明がなく、また、履修モデルの名称からも各モデルの特色や違い等が明確ではない。養成する具体的な人材像に対応した履修モデルであることが学生に対して明確になるよう、履修モデルが目指す目的を明らかにしつつ、名称を適切に改めること。(改善事項)

(対応)

養成する具体的な人材像に対応した履修モデルであることが学生に対して明確になるよう、履修モデルが目指す目的を明らかにするとともに、履修モデルの名称を改めることとした。

(説明)

法学部では、「幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、法に関する基礎知識と法知識の基礎となる思考方法や法的素養を有して、それらを社会の様々な場面に適用できる応用力を持って、社会の様々な分野で日常的に生じる法的な業務や諸問題を的確に処理することのできる職業人」を養成することとしている。

この養成する人材を踏まえて、履修モデル A では、「自治体が政策を推進していくうえで欠かすことのできない基本法分野の知識と政策を根拠付ける法への理解及び自治行政を推進する際に必要となる国や自治体の法制に関する理解など、自治体職員に必要とされる基本的な法務能力を有して、自治行政の実務に活かすことができる人材を養成する」ことを目指したモデルとする。

また、履修モデル B では、「企業を取り巻く法令や規制環境の把握・管理に必要な企業活動に関わる法令・通達・条例の理解及び契約書類や重要法務文書の管理、顧問弁護士や社内弁護士との協働による法的問題への対応などに必要となる基本的な法務能力を有して、企業活動の実務に活かすことができる人材を養成する」ことを目指したモデルとする。

そのうえで、履修モデルの名称については、履修モデルが目指す目的が明らかになるよう、履修モデル A を「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」、履修モデル B を「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」に改めることとした。

なお、これに伴い、設置の趣旨等を記載した書類(添付資料)のうち、「資料 8 履修モデル A」は「資料 8 自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」(資料 1)に、「資料 9 履修モデル B」は「資料 9 企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」(資料 2)と改めることとした。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(7ページ)

新	旧
<p>(2) 養成する人材と学位授与の方針</p> <p>法学部では、「幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、法に関する専門知識及び法知識の基礎となる基本事項並びに思考方法といった法的素養を有して、それらを社会の様々な場面に適用できる応用力を持って、社会の様々な分野で日常的に生じる法的な業務や諸問題を的確に処理することのできる職業人」を養成する。</p> <p><u>この養成する人材に対応した履修モデルとしては次の2つの履修モデルを示すこととする。第一に「自治体が政策を推進していくうえで欠かすことのできない基本法分野の知識と政策を根拠付ける法への理解及び自治行政を推進する際に必要となる国や自治体の法制に関する理解など、自治体職員に必要とされる基本的な法務能力を有して、自治行政の実務に活かすことができる人材を養成する」モデルとして、「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」を示すこととする。(資料8:履修モデル「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」)</u></p> <p><u>第二に「企業を取り巻く法令や規制環境の把握・管理に必要となる企業活動に関わる法令・通達・条例の理解及び契約書類や重要法務文書の管理、顧問弁護士や社内弁護士との協働による法的問題への対応などに必要となる基本的な法務能力を有して、企業活動の実務に活かすことができる人材を養成する」モデルとして、「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」を示すこととする。(資料9:履修モデル「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」)</u></p>	<p>(2) 養成する人材と学位授与の方針</p> <p>法学部では、「幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、法に関する専門知識及び法知識の基礎となる基本事項並びに思考方法といった法的素養を有して、それらを社会の様々な場面に適用できる応用力を持って、社会の様々な分野で日常的に生じる法的な業務や諸問題を的確に処理することのできる職業人」を養成する。</p> <p><u>例えば、自治体が政策を推進していくうえで欠かすことのできない基本法分野の知識と政策を根拠付ける法への理解及び自治行政を推進する際に必要となる国や自治体の法制に関する理解など、自治体職員に必要とされる基本的な法務能力を有して、自治行政の実務に活かすことができる人材を養成する。(資料8:履修モデルA)</u></p> <p><u>また、企業を取り巻く法令や規制環境の把握・管理に必要となる企業活動に関わる法令・通達・条例の理解及び契約書類や重要法務文書の管理、顧問弁護士や社内弁護士との協働による法的問題への対応などに必要となる基本的な法務能力を有して、企業活動の実務に活かすことができる人材を養成する。(資料9:履修モデルB)</u></p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類(11ページ)

新	旧
<p>4) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。(資料8: <u>履修モデル「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」</u>)(資料9: <u>履修モデル「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」</u>)</p>	<p>4) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。(資料8: <u>履修モデルA</u>)(資料9: <u>履修モデルB</u>)</p>
<p>3. 教育課程の編成の考え方</p> <p>法学部では、教育研究上の目的や養成する人材などの趣旨を実現することから、教育課程を「共通教育科目」と「学科科目」の2つの科目区分から編成することとし、特に、「学科科目」では、4年間の学修期間を通して、体系的な授業科目の配置としている。後述の「教育方法、履修指導方法及び卒業要件」にも記載しており、学科科目では、法学の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置しており、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえたうえで、履修モデルにも示されているような体系的な教育課程としている。(資料8: <u>履修モデル「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」</u>)(資料9: <u>履修モデル「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」</u>)</p>	<p>3. 教育課程の編成の考え方</p> <p>法学部では、教育研究上の目的や養成する人材などの趣旨を実現することから、教育課程を「共通教育科目」と「学科科目」の2つの科目区分から編成することとし、特に、「学科科目」では、4年間の学修期間を通して、体系的な授業科目の配置としている。後述の「教育方法、履修指導方法及び卒業要件」にも記載しており、学科科目では、法学の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置しており、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえたうえで、履修モデルにも示されているような体系的な教育課程としている。(資料8: <u>履修モデルA</u>)(資料9: <u>履修モデルB</u>)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (15 ページ)

新	旧
<p>2 履修指導方法</p> <p>本学では、各学部の専任教員がアカデミックアドバイザーとして各学部学生の学生生活全般のサポートを行っている。アカデミックアドバイザーは、履修指導方法等の相談に応じることにより、きめ細やかな教育指導を行うこととしている。また、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備する。</p> <p>また、学科科目では、法学の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置しており、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえ、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。(資料 8: 履修モデル「<u>自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル</u>」)(資料 9: 履修モデル「<u>企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル</u>」)</p>	<p>2 履修指導方法</p> <p>本学では、各学部の専任教員がアカデミックアドバイザーとして各学部学生の学生生活全般のサポートを行っている。アカデミックアドバイザーは、履修指導方法等の相談に応じることにより、きめ細やかな教育指導を行うこととしている。また、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備する。</p> <p>また、学科科目では、法学の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置しており、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえ、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。(資料 8: 履修モデル A )(資料 9: 履修モデル B )</p>

## 【入学者選抜】

(是正事項) 法学部 法律学科 法学部 法律学科

2.入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1)「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」の3つの選抜方式が示されており、「一般選抜」は一般入試、大学入学共通テスト利用入試、大学入学共通テスト併用入試により実施することが示されているが、大学入学共通テスト併用入試についての説明が見受けられず、一般選抜の実施方法が判然としない。

(対応)

大学入学共通テスト併用入試についての説明を加え、一般選抜の実施方法について明確にした。

(説明)

一般選抜における大学入学共通テスト併用入試は、大学入学共通テストの成績と本学による学力検査の結果により判定することとしており、アドミッション・ポリシーの2点目に示した「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」の評価を重視して合否を判定することとしている。

本学による学力検査については、英語と国語または英語と数学の2教科を課すこととしている。

なお、アドミッション・ポリシー1点目に示した「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」及び3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力については、出願時に提出する志望理由書によって評価する。

## 【入学者選抜】

(是正事項) 法学部 法律学科

2 入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) 一般入試では、志願時に志望動機等の提出を求めることで、専門分野への興味と関心や学習意欲及び基礎学力や適性能力を適切に評価することについて記載されているが、「適性能力」の示すところが判然とせず、また、アドミッション・ポリシーの3点目に示された「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについての説明がなされていない。

(対応)

一般入試における「適性能力」の示すところについて判然となるよう説明するとともに、アドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについて説明を加えた。

(説明)

一般入試における「適性能力」の示すところは、アドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」こととしている。

また、一般入試におけるアドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力の評価については、出願時に提出する志望理由書によって評価する。



## 【入学者選抜】

(是正事項) 法学部 法律学科

2 入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(3) 総合型選抜についても、書類審査及び面接試験を組み合わせを行うことによって、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を総合的に評価することについて記載されているが、「適性能力」の示すところが判然とせず、また、アドミッション・ポリシーの3点目に示された「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについての説明がなされていない。

(対応)

総合型選抜における「適性能力」の示すところについて判然となるよう説明するとともに、アドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについて説明を加えた。

(説明)

総合型選抜における「適性能力」の示すところは、アドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」こととしている。

また、総合型選抜におけるアドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力の評価については、志願時に提出を求める志望理由書及び自己PR書に加えて、面接試験により行うこととしている。

## 【入学者選抜】

(是正事項) 法学部 法律学科

- 2 入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (4) 指定校推薦入試と公募制推薦入試について、それぞれ具体的な説明がなされておらず、各入試方法の内容や違いが判然としない。また、調査書による書面審査及び筆記試験を課すことにより、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を多面的かつ総合的に評価することについて記載されているが、「適性能力」の示すところが判然とせず、あわせて、アドミッション・ポリシーの3点目に示された「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについての説明がなされていない。

(対応)

指定校推薦入試と公募制推薦入試について、各入試方法の内容や違いが判然となるよう説明を加えた。

また、指定校推薦入試と公募制推薦入試「適性能力」の示すところについて判然となるよう説明するとともに、アドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力をどのように評価するのかについて説明を加えた。

(説明)

指定校推薦入試は、本学が指定した高等学校に在籍している者で、本学の出願条件を満たし、高等学校長からの推薦を受けた者に対して、志望理由書の提出及び基礎学力適性検査を課すこととしている。

公募制推薦入試は、高等学校長からの推薦を受けた者に対して、志望理由書の提出及び学力検査を課すこととしている。なお、学力検査は、英語及び国語または数学から選択することとしている。志望理由書及び個別試験の結果を総合的に勘案して判定する。

指定校推薦入試と公募制推薦入試における「適性能力」の示すところは、アドミッション・ポリシーの3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」こととしており、指定校推薦入試及び公募制推薦入試における当該能力の評価については、志望理由書により評価することとしている。

## 【入学者選抜】

(是正事項) 法学部 法律学科

2 入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(5) アドミッション・ポリシーの1点目で示された「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」ことや3点目「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力を評価するための方法として小論文試験が示されているが、いずれの選抜方法や入試内容にも、小論文試験を課す旨の記載がなく、小論文試験の活用方法が不明確である。

(対応)

アドミッション・ポリシーの1点目で示している「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」こと及び3点目で示している「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力を評価するための方法として記載した「小論文」と「志望理由書」という文言が混在していたため、記載を「志望理由書」に統一し、入試内容における活用方法について明確にした。

具体的には、この「志望理由書」では「追手門学院大学法学部を志望している理由」をテーマとした小論文として、提出を求めることとしている。

(説明)

法学部の入学者の受入方針に対する入学者選抜における判定方法について、アドミッション・ポリシー1点目の「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」ことについては、志望理由書、面接試験のいずれかあるいは両方により評価することとしている。

また、アドミッション・ポリシー2点目の「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことについては、学力検査、基礎学力適性検査、学修認定証明書、大学入学共通テストにより評価することとし、アドミッション・ポリシー3点目の「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことについては、志望理由書、自己PR書、面接試験のいずれかあるいはすべてにより評価することとしている。

出願時に提出する志望理由書は、アドミッション・ポリシーの1点目で示している「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」こと及び3点目で示している「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力を評価するために活用することとしている。また、志望理由書については、出願時の提出書類としてすべての入試で課すことを予定している。

【入学者選抜】

(是正事項) 法学部 法律学科

<p>2 入学者選抜方法について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p> <p>(6)(1)～(5)についてそれぞれ明確に説明し、必要に応じて適切に改めた上で、本学部の掲げる入学者受入れの方針と各選抜方法や入試方法の関係性及び整合性について、改めて明確に説明すること。</p>
---

(対応)

(1)～(5)についてそれぞれ明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めた。

そのうえで、法学部の掲げる入学者受入れの方針と各選抜方法や入試方法の関係性及び整合性について明確となるよう、設置の趣旨を記載した書類において説明を加えた。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (16 ページ)

新	旧
<p>入学者選抜の概要</p>	<p>入学者選抜の概要</p>
<p>1 基本方針</p> <p>法学部における入学者選抜の基本方針は、入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力や適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、学部の教育研究上の目的や養成する人材等に応じた入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえ、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとする。</p> <p>2 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>法学部では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「法学分野」として、法学分野に関する教育研究を通して、「法律に関する基礎的・基本的な知識と技能の習得のもと、法律の理論や手法を活用し、法律に関する諸活動を主体的・合理的に行うことのできる能力と態度を育成する」ことを教育研究上の目的としている。</p> <p>また、法学部では、「幅広く深い教養及び主体</p>	<p>1 基本方針</p> <p>法学部における入学者選抜の基本方針は、入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力や適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、学部の教育研究上の目的や養成する人材等に応じた入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえ、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとする。</p> <p>2 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>法学部では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「法学分野」として、法学分野に関する教育研究を通して、「法律に関する基礎的・基本的な知識と技能の習得のもと、法律の理論や手法を活用し、法律に関する諸活動を主体的・合理的に行うことのできる能力と態度を育成する」ことを教育研究上の目的としている。</p> <p>また、法学部では、「幅広く深い教養及び主体</p>

的な判断力と豊かな人間性を身に付け、法に関する専門知識及び法知識の基礎となる基本事項並びに思考方法といった法的素養を有して、それらを社会の様々な場面に適用できる応用力をもって、社会の様々な分野で日常的に生じる法的な業務や諸問題を的確に処理することのできる職業人」を養成するための教育課程の編成としている。

この法学部における教育研究上の目的や養成する人材と教育課程との関連性を踏まえて、入学者選抜の基本的な受入れ方針は、法律や法律の諸活動に対する興味と関心及び学部教育に対する学習意欲を有しており、学部教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者を受け入れることとする。

法学部の具体的な入学者受入れの方針は、以下の通りとする。

- 1) 法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している。
- 2) 高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。
- 3) 物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる。

なお、法学部の入学者の受入れの方針に対する入学者選抜における判定方法に関して、アドミッション・ポリシー1点目の「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」ことについては、志望理由書または面接試験のいずれかあるいは両方により評価する。

また、アドミッション・ポリシー2点目の「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことについては、本学で実施する学力検査、基礎学力適性検査、学修認定証明書または大学入学共通テストにより評価し、アドミッション・ポリシー3点目の「物事を正しく認識し、自分の考えを適切

的な判断力と豊かな人間性を身に付け、法に関する専門知識及び法知識の基礎となる基本事項並びに思考方法といった法的素養を有して、それらを社会の様々な場面に適用できる応用力をもって、社会の様々な分野で日常的に生じる法的な業務や諸問題を的確に処理することのできる職業人」を養成するための教育課程の編成としている。

この法学部における教育研究上の目的や養成する人材と教育課程との関連性を踏まえて、入学者選抜の基本的な受入れ方針は、法律や法律の諸活動に対する興味と関心及び学部教育に対する学習意欲を有しており、学部教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者を受け入れることとする。

法学部の具体的な入学者受入れの方針は、以下の通りとする。

- 1) 法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している。
- 2) 高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。
- 3) 物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる。

なお、法学部の入学者の受入れの方針に対する入学者選抜における判定方法に関して、「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」ことについては、書類審査、面接試験、小論文試験のいずれかにより評価する。

また、「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことについては、書類審査または学力検査のいずれかにより評価することとし、「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことについては、書類審査、面接試験、小論文試験のいずれかにより評価する。また、「高等学校で履修した

<p><u>に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことについては、志望理由書、自己PR書、面接試験のいずれかあるいはすべてにより評価する。アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の関係は以下の表「アドミッション・ポリシー（AP）と入学者選抜方法の関係」において示す通りとしている。</u></p> <p><b>【表：アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の関係】</b></p> <p>新旧対照表内に掲載することが難しいため最終ページに記載</p> <p>3 選抜方法</p> <p>(1) 実施方法及び定員割合</p> <p>入学者選抜の実施方法は、法学部における入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえたうえで、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜により実施するとともに、一般選抜及び学校推薦型選抜においては、学生の多様性を確保し、大学のさらなる活性化を狙うことから、一般選抜では、一般入試、大学入学共通テスト利用入試、大学入学共通テスト併用入試により実施することとし、学校推薦型選抜では、指定校推薦入試及び公募制推薦入試により実施する。</p> <p>一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の募集定員については、法学部法律学科の入学定員 230 人のうち、一般選抜の募集定員 110 人、総合型選抜の募集定員 20 人、学校推薦型選抜の募集定員 100 人とする。</p> <p>(1) 一般選抜</p> <p>1) 一般入試</p> <p>一般入試では、学力検査として<u>英語、国語を必須とし、地理歴史・公民または数学のどちらか 1 教科を選択する 3 教科方式のもの</u>と、<u>英語と数学または英語と国語を課す 2 教科方式のもの</u>を設けることで、アドミッション・ポリシー 2 点目に示している「高等学校で履修した主要</p>	<p><u>主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことについては、書類審査または学力検査のいずれかにより評価することとし、「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことについては、書類審査、面接試験、小論文試験のいずれかにより評価する。</u></p> <p>3 選抜方法</p> <p>(1) 実施方法及び定員割合</p> <p>入学者選抜の実施方法は、法学部における入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえたうえで、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜により実施するとともに、一般選抜及び学校推薦型選抜においては、学生の多様性を確保し、大学のさらなる活性化を狙うことから、一般選抜では、一般入試、大学入学共通テスト利用入試、大学入学共通テスト併用入試により実施することとし、学校推薦型選抜では、指定校推薦入試及び公募制推薦入試により実施する。</p> <p>一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の募集定員については、法学部法律学科の入学定員 230 人のうち、一般選抜の募集定員 110 人、総合型選抜の募集定員 20 人、学校推薦型選抜の募集定員 100 人とする。</p> <p>(1) 一般入試</p> <p>一般入試では、学力検査として国語、英語を必須とし、地理・世界史・日本史・政治経済・数学の中から 1 科目を選択する 3 教科方式のもの、英語と数学または英語と国語を課す 2 教科方式のものを設ける。</p> <p>入学志願者の学習能力をできる限り合理的</p>
--	--

<p>科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことの評価を行う。</p> <p>また、アドミッション・ポリシー1点目に示している「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」及びアドミッション・ポリシー3点目の「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力については、出願時に提出する志望理由書によって評価を行う。</p> <p>2) 大学入学共通テスト利用入試</p> <p>大学入学共通テストの成績の利用方法は、英語を必須として、国語・地理歴史・公民・数学・理科から1科目または2科目を選択することとし、その試験結果を基に評価することで、アドミッション・ポリシー2点目に示している「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことの評価を行う。</p> <p>また、アドミッション・ポリシー1点目の「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」及びアドミッション・ポリシー3点目の「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」については、出願時に提出する志望理由書によって評価を行う。</p> <p>なお、大学入学共通テスト利用入試では、大学入学共通テストの結果を重視した判定を行うこととしている。</p> <p>3) 大学入学共通テスト併用入試</p> <p>学入学共通テスト併用入試では、大学入学共通テストの成績と本学による学力試験の結果により判定する。</p> <p>大学入学共通テストでは、英語・国語・地理歴史・公民・数学・理科から1科目及び本学の英語と国語または英語と数学の学力試験の結果により、アドミッション・ポリシー2点目に</p>	<p>に評価することができるように出題方針を立てるとともに、志願時に志望動機等の提出を求めることで、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づく、専門分野への興味と関心や学習意欲及び基礎学力や適性能力を適切に評価することとしている。</p> <p>(2) 大学入学共通テスト</p> <p>大学入学共通テストの成績の利用方法は、国語、英語及び地理歴史・公民・数学・理科から3教科または2教科を選択することとし、その試験結果を基に評価を行う。</p> <p>志願時に志望動機等の提出を求めることで、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づく、専門分野への興味と関心や学習意欲及び基礎学力や適性能力を適切に評価することとしている。</p>
--	--

示している「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことの評価を行う。

また、アドミッション・ポリシー1点目に示している「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」及び3点目に示している「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」については、出願時に提出する志望理由書によって評価を行う。

なお、大学入学共通テスト併用入試では、大学入学共通テスト結果及び学力検査の結果を重視した判定を行うこととしている。

## (2) 総合型選抜

### 1) アサーティブ入試

アサーティブ入試は、平成26年度に文部科学省の大学教育再生加速プログラム(AP)「テーマ 入試改革・高大接続」に採択された取り組みであり、基礎学力適性検査に加えて、出願時に提出する詳細な書類及び時間を掛けた丁寧な面接を組み合わせた入試を行い、入学手続きを行った者に対しては、出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ用意することとしている。本学への出願前から入学手続きを行った後までの期間にわたる育成を行うとともに、基礎学力適性検査や面接試験等を通じて総合的に評価する入試である。

このうち、本学で実施する基礎学力適性検査では、入試時点での英語、国語、数学の3教科の基本的な知識や基礎学力を測りアドミッション・ポリシー2点目で示している「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことの評価を行う。加えて、入学志願者の基礎学力の確認にあたっては、基礎学力確認・養成システムMANABOSSを活用することとしている。

## (3) 総合型選抜

総合型選抜は、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接を組み合わせることにより、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性能力を総合的に評価することとしており、入学手続きを行った者に対しては、出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ用意することとしている。



<p>MANABOSS とは、高等学校 1 年生から利用できる WEB を活用した本学独自のシステムで、英語、国語、数学の 3 教科の学習が行えるものであり、各教科の項目別達成度や正解率等の学習状況を確認しながら、基礎学力を養成することができる。MANABOSS に掲載している設問は、英語、国語、数学の教科書レベルの基礎的、基本的な知識を問うものであり、MANABOSS で所定の設問数を解答した場合に出力できる学習認定証明書の提出を出願時に求める等、入学志願者の基礎学力の確認に利用している。この学習認定証明書では、MANABOSS を利用開始した時から出願前までの期間で基礎学力が養成されているかの確認を行い、あわせてアドミッション・ポリシー 2 点目で示している「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」について評価することとしている。</p> <p>また、アドミッション・ポリシー 1 点目に示している「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」は、出願時に提出を求めている志望理由書及び面接試験により評価する。</p> <p>アドミッション・ポリシー 3 点目で示している「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」能力については、出願時に提出する志望理由書、自己 PR 書及び面接試験によって評価を行う。</p> <p>このようにアサーティブ入試では、書類審査と時間を掛けた面接を行うことで、総合的に評価、判定する入試である。</p> <p>( 3 ) 学校推薦型選抜</p> <p>1 ) 指定校推薦入試</p> <p>学校推薦型選抜における指定校推薦入試は、本学が指定した高等学校に在籍している者で、本学の出願条件を満たし、高等学校長からの推薦を受けた者を対象として、志望理由書の提出</p>	<p>( 4 ) 指定校推薦入試及び公募制推薦入試</p> <p>学校推薦型選抜における指定校推薦入試及び公募制推薦入試は、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として判定することとし、学部における入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)と入学志願者に求める</p>
---	--

<p>及び基礎学力適性検査を課すこととしている。</p> <p>指定校推薦入試では、英語、国語、数学の3教科の基礎的な知識や基礎学力を測る基礎学力適性検査によりアドミッション・ポリシー2点目に示している「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことの評価を行う。また、志望理由書によりアドミッション・ポリシー1点目に示した「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」こと及び3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことの評価を行う。</p> <p>2) 公募制推薦入試</p> <p>学校推薦型選抜における公募制推薦入試は、高等学校長からの推薦を受けた者を対象とした入試であり、出願時に志望理由書の提出及び学力検査を課すこととしている。なお、学力検査は、英語及び国語または数学から選択することとしている。</p> <p>公募制推薦入試では、学力検査によりアドミッション・ポリシー2点目に示している「高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している」ことの評価を行う。</p> <p>また、志願時に提出を求める志望理由書により、アドミッション・ポリシー1点目に示した「法律と法律の諸活動に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している」こと及び3点目に示した「物事を正しく認識し、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられる」ことの評価を行う。</p>	<p>受入れ方針に基づき、調査書による書面審査及び筆記試験を課すことにより、入学志願者の目的意識や学習意欲及び基礎学力や適性を多面的かつ総合的に評価する。</p>
--	---

選抜方法	募集定員	入試	入試方法		AP 1	AP 2	AP 3
一般選抜	110	一般入試	出願時	・志望理由書			
			試験内容	・学力検査にて3教科方式または2教科方式 ・3教科方式:英語、国語及び地理歴史・公民または数学 ・2教科方式:英語、数学 または 英語、国語			
		大学入学共通テスト利用入試	出願時	・志望理由書			
			試験内容	・大学入学共通テストにて英語及び次の科目から1科目または2科目を選択(国語・地理歴史・公民・数学・理科)			
		大学入学共通テスト併用入試	出願時	志望理由書			
			試験内容	・学力検査2教科(英語及び国語または英語及び数学) ・大学入学共通テストにて次の科目から1科目(英語・国語・地理歴史・公民・数学・理科)			
総合型選抜	20	アサーティブ入試	出願時	・志望理由書			
				・自己PR書A4 1枚			
				・学習認定証明書			
		試験内容	・基礎学力適性検査(英語、国語、数学)				
・面接試験							
学校推薦型選抜	100	指定校推薦入試	出願時	・志望理由書			
			試験内容	・基礎学力適性検査(英語、国語、数学)			
		公募制推薦入試	出願時	・志望理由書			
			試験科目	・学力検査にて英語及び国語または数学から選択			

表：アドミッション・ポリシー（AP）と入学者選抜方法の関係

以上

## 法学部 法律学科 履修モデル「自治行政の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」

○印は必修科目である。

	1年次		2年次		3年次		4年次		合計	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
共通教育科目	ファウンデーション科目群	日本語表現 2	数的処理入門 2							
		コンピュータ入門1 1	コンピュータ入門2 1							
		○総合英語1 2	○総合英語2 2							
		○Online English Seminar1 1	○Online English Seminar2 1							
	リベラルアーツ・サイエンス科目群	哲学 2	知の探究 2							
		日本文学 2	経営学 2							
		情報の科学 2	社会の心理 2							
	主体的学び科目群	追手門アイデンティティ 2	リーダーシップ入門 2							
		キャリア形成プロジェクト 2	ファシリテーション入門 2							
	小計	16	16	0	0	0	0	0	0	32
学科科目	専門基礎科目	○法律基礎 I 2	○法律基礎 II 2	○憲法 II 2						
		○法学入門 2	○憲法 I 2	○刑法 I 2						
			○民法 I 2							
	専門基幹科目			○民法 II 2	○民法 III 2	○民法 IV 2	刑事手続法 II 2			
				法哲学 2	○刑法 II 2	行政法 III 2	民事手続法 II 2			
				法社会学 2	法制史 2	刑事手続法 I 2				
				行政法 I 2	比較法 2	民事手続法 I 2				
				商法 I 2	行政法 II 2					
					商法 II 2					
				商法 III 2						
専門展開科目			法と政治 2	法と政策 2	ジェンダーと法 2	科学技術と法 2	立法学 2			
			法と経済 2	法と心理 2	行政法 IV 2	民法 V 2	行政倫理と自治体法務 2			
					社会保障法 2	地方自治法 2				
					国際関係法 I 2	環境法 2				
専門研究科目					刑事政策 2					
			○法学研究法 I 2	○法学研究法 II 2	○ゼミナール I 2	○ゼミナール II 2	○ゼミナール III 2	○ゼミナール IV 2		
小計	4	6	20	20	20	14	6	2	92	
合計	20	22	20	20	20	14	6	2	124	

## 法学部 法律学科 履修モデル「企業活動の実務に活かすことができる基本的な法務能力を養うモデル」

○印は必修科目である。

	1年次		2年次		3年次		4年次		合計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通教育科目	ファウンデーション科目群	日本語表現 2	数的処理入門 2						
		コンピュータ入門1 1	コンピュータ入門2 1						
		○総合英語1 2	○総合英語2 2						
		○Online English Seminar1 1	○Online English Seminar2 1						
	リベラルアーツ・サイエンス科目群	哲学 2	知の探究 2						
	日本文学 2	経営学 2							
	情報の科学 2								
主体的学び科目群	追手門アイデンティティ 2	リーダーシップ入門 2							
	キャリア形成プロジェクト 2	ファシリテーション入門 2							
小計	16	14	0	0	0	0	0	0	30
学科科目	専門基礎科目	○法律基礎 I 2	○法律基礎 II 2	○憲法 II 2					
		○法学入門 2	○憲法 I 2	○刑法 I 2					
		○民法 I 2							
	専門基幹科目			○民法 II 2	○民法 III 2	○民法 IV 2	刑事手続法 II 2		
				法哲学 2	○刑法 II 2	行政法 III 2	民事手続法 II 2		
			法社会学 2	法制史 2	刑事手続法 I 2				
			行政法 I 2	比較法 2	民事手続法 I 2				
			商法 I 2	行政法 II 2					
			商法 II 2						
			商法 III 2						
専門展開科目			法と政治 2	法と政策 2	ジェンダーと法 2	科学技術と法 2	民事手続法 III 2		
			法と経済 2	法と心理 2	労働法 I 2	民法 V 2	企業倫理と企業法務 2		
					国際関係法 II 2	労働法 II 2			
					消費者法 2	国際取引法 2			
					知的財産法 2	経済法 2			
専門研究科目			○法学研究法 I 2	○法学研究法 II 2	○ゼミナール I 2	○ゼミナール II 2	○ゼミナール III 2	○ゼミナール IV 2	
小計	4	6	20	20	20	16	6	2	94
合計	20	20	20	20	20	16	6	2	124